

**令和7年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める
特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要**

1 過去の経過等

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和7年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて（案1）

令和7年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。

(1) 変更概要

ア 品目数

- 令和5年度品目数 25分野 294品目 (国：22分野 287品目)
- 令和6年度品目数 25分野 294品目 (国：22分野 287品目)
- 令和7年度品目数 25分野 295品目 (国：22分野 288品目)

20品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
1 文房具	クラフトテープ、両面粘着紙テープ、ファイル、クリアーフォルダー、つづりひも、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒、罫紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、付箋紙	・判断の基準に係る古紙パルプ配合率について、森林認証材、間伐材等パルプとの合計とする見直し
7 画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキヤナ	・判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加*判断の基準に、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること及びポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていることを追加（経過的措置あり）*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
9 オフィス機器等	シュレッダー	・特定の化学物質の使用の制限に係る経過措置の終了 ・一次電池に係る判断の基準を変更（JIS C 8515に基づく最小平均持続時間の見直し）*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加

1 0 携帯電話等	携帯電話、スマートフォン	・判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加*判断の基準に充電サイクル数及びバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	PHS	・判断の基準にバッテリーの長寿命化機能の搭載を追加*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
1 1 家電製品	電気便座	・エネルギー消費効率に係る1年間の経過措置の終了
	電子レンジ	・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
1 2 エアコンディショナー等	ストーブ	・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
1 3 温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	・エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定
1 5 公用車等	乗用車	・燃費基準値の変更（ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準70%達成から、80%達成レベルへ引き上げ）
	バス等、トラック等、トラクタ	・燃費基準値の変更（2025年度燃費基準95%達成レベルに変更）
1 7 制服・作業服等	制服、作業服	・クリーニングに係る備考の修正（JIS L 0217の削除）
1 8 インテリア・寝装	金属製ブラインド	・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加*配慮事項に再生プラスチック部品の利用を追加
2 1 防災備蓄用品	災害備蓄用飲料水	・賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定（基準値1は10年以上、基準値2は5年以上）
	備蓄用作業服	・新規追加
2 2 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	・配慮事項に、「ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること」及び「定量的環境情報が開示されていること」を追加
2 5 役務	省エネルギー診断	・判断の基準に、現行の省エネ対策に加え、再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等の提案を行うことを追加
	食堂	・食材に係る2段階の判断の基準の追加（農産物の見える化ラベル表示、有機農産物の利用） ・配慮事項の食品廃棄物等について、食品リサイクル法に係る基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえた表現に変更
	庁舎管理	・設備の修繕用部品や消耗品等の選択に当たり、環境負荷低減効果を考慮するよう努めることを記載（洗浄により再使用可能な一体型フィルターを例示）
	機密文書処理	・調達者向けの留意事項に各機関においてオフィス製紙機の導入可能性について検討することを追記
	印刷機能等提供業務	・画像機器等に係る判断の基準等の改定に伴う変更

<参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(23 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11. 3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13. 10. 1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14. 4. 1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15. 4. 1	18 分野 194 品目	
H16. 4. 1	19 分野 218 品目	
H17. 4. 1	20 分野 221 品目	
H18. 4. 1	20 分野 228 品目	
H19. 4. 1	20 分野 235 品目	
H20. 4. 1	21 分野 250 品目	
H21. 4. 1	22 分野 259 品目	
H22. 4. 1	22 分野 271 品目	
H23. 4. 1	22 分野 265 品目	
H24. 4. 1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25. 4. 1	22 分野 270 品目	
H26. 4. 1	22 分野 271 品目	
H27. 4. 1	24 分野 277 品目	
H28. 4. 1	24 分野 277 品目	
H29. 4. 1	24 分野 281 品目	
H30. 4. 1	24 分野 282 品目	
H31. 4. 1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R2. 4. 1	25 分野 282 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R3. 4. 1	25 分野 289 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R4. 4. 1	25 分野 292 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R5. 4. 1	25 分野 294 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

R6. 4. 1	25 分野 294 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
----------	--------------	---------------------

3 令和7年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和7年度については別添のとおりとし、令和6年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

（参考）環境物品等の令和4年度、令和5年度調達実績及び令和6年度調達目標

品 目		R4 実績	R5 実績	R6 目標
1	用紙類	99.85%	99.78%	100%
2	納入印刷物	88.75%	87.45%	100%
3	文具類	98.43%	98.87%	100%
4	雑貨類	99.66%	98.26%	100%
5	オフィス家具等	99.28%	99.93%	100%
6	木製受注家具	100.00%	100.00%	100%
7	画像機器等（H27～）	100.00%	100.00%	100%
8	電子計算機等（H27～）	98.86%	97.63%	100%
9	オフィス機器等（H27～）	99.85%	98.71%	100%
10	移動電話等（H27～）	100.00%	100.00%	100%
11	家電製品	100.00%	100.00%	100%
12	エアコンディショナー等	100.00%	100.00%	100%
13	温水器等	100.00%	100.00%	100%
14	照明	100.00%	100.00%	100%
15	公用車等	97.91%	88.57%	100%
16	消火器	100.00%	100.00%	100%
17	制服・作業服	99.51%	99.49%	100%
18	インテリア・寝装	97.84%	100.00%	100%
19	作業用手袋	99.93%	98.91%	100%
20	その他の繊維製品	90.60%	99.77%	100%
21	防災備蓄用品	100.00%	100.00%	100%
22	ゴミ袋等	99.02%	98.98%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている25分野のうち、物品に関わる22分野のみ設定（いずれも100%）。